○復興庁告示第五十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第五十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　みずほ信託銀行株式会社
二　住所　東京都中央区八重洲一丁目二番一号

○復興庁告示第五十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　三井住友信託銀行株式会社
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

○復興庁告示第五十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　農林中央金庫
二　住所　東京都千代田区有楽町一丁目十三番二号

○復興庁告示第五十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（須賀川市復興推進計画（認定番号福島第四十二号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第五十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（須賀川市復興推進計画（認定番号福島第四十二号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第五十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（須賀川市復興推進計画（認定番号福島第四十二号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　須賀川信用金庫
二　住所　福島県須賀川市宮先町三十一番地

○復興庁告示第五十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第三十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　農林中央金庫
二　住所　東京都千代田区有楽町一丁目十三番二号

○復興庁告示第六十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第三十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　あぶくま信用金庫
二　住所　福島県南相馬市原町区栄町二丁目四番地

○復興庁告示第六十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第三十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第六十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第四十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社福島銀行
二　住所　福島県福島市万世町二番五号

○復興庁告示第六十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第四十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第六十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第四十三号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第六十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（本宮市復興推進計画（認定番号福島第四十四号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第六十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（東海村復興推進計画（認定番号茨城第十四号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号